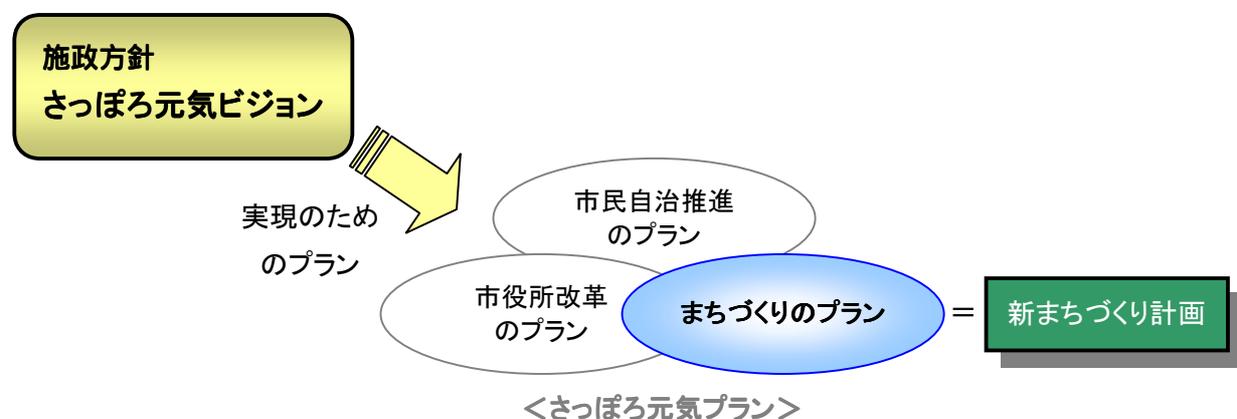


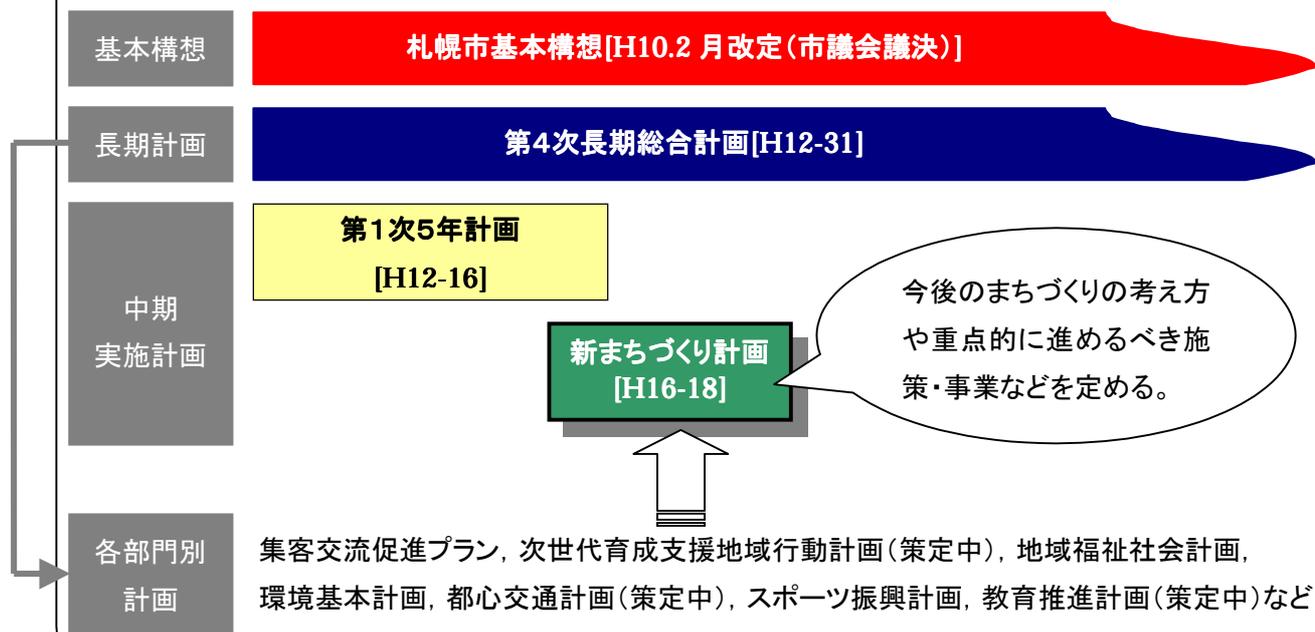
札幌新まちづくり計画の位置付け

新まちづくり計画は、市民自治推進のプラン、市役所改革のプランと並んで、施政方針「さっぽろ元気ビジョン」を実現するための計画であると同時に、札幌市基本構想の理念を踏まえて策定した第4次長期総合計画の実施計画となるもの。

計画策定に当たっては、財政状況や社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対処していく視点から、長期総合計画が示す施策の方向性に沿って、特に今後3年間に重点的に進めていくべきものについて、市民との共通認識のもとで、限られた財源や人材を集中していくことが求められる。



【まちづくりの計画体系】



【参考】

札幌市基本構想（資料5参照）

(1) 位置付け等

- ・地方自治法により，地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定が義務付け。（法第2条）
- ・基本構想は，議会の議決を経て定めるものであり，また，市の事務処理は，この基本構想に即して行うこととされている。
- ・現在の札幌市基本構想は，平成32年を目標とする札幌のまちづくりの方向を定めている。（平成10年2月改定（市議会議決））

(2) 主な内容

ア 都市像

「北方圏の拠点都市」，「新しい時代に対応した生活都市」

イ まちづくりの基本的な方向

- ・市民一人ひとりの暮らしの充実とそれを支えるまちづくり
- ・環境と調和した活力と創造性に富んだまちづくり

ウ 基本目標

- ・自立と支えあいの地域社会づくり
- ・札幌らしい質の高い暮らしを実現する生活環境の創出
- ・暮らしの安全と安心の保障
- ・活力ある都市活動の維持・創出
- ・市民の創造性を伸ばす環境づくり
- ・生きいきとした都市生活の実現

【参考】

第4次札幌市長期総合計画（資料6参照）

(1) 計画期間等

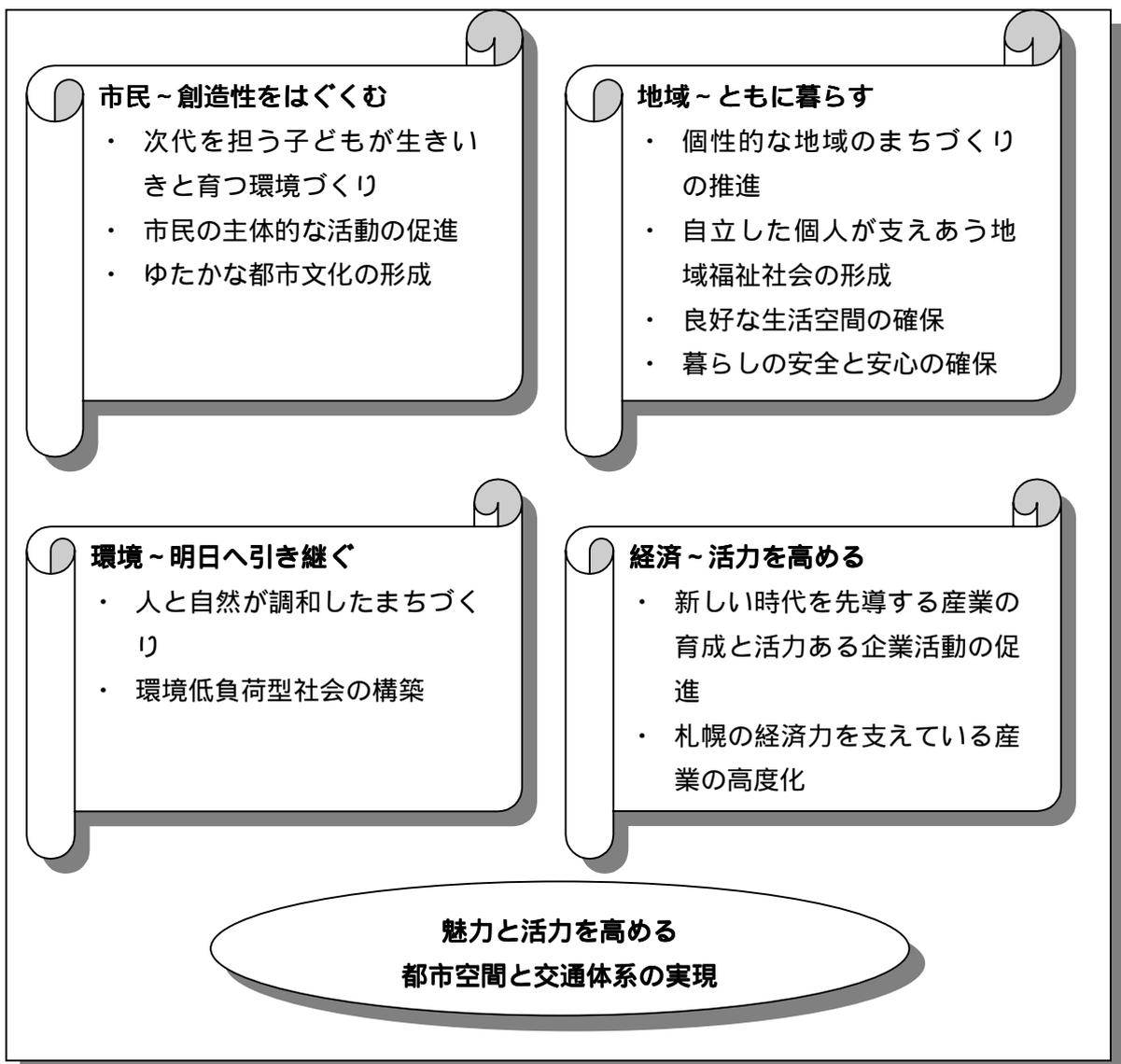
基本構想の理念に基づいて、さまざまな施策や事業を総合的、計画的に進めるため、平成12年度から31年度までを計画期間とし、32年を目標年次として策定。

(2) 重点施策の設定

札幌の特長を伸ばし、魅力と活力を高めるための施策を、『ゆたかな自然と調和した都市環境を形成する』『北の風土特性を生かし都市機能を強化する』『世界を結ぶ創造的な都市活動を活発化する』という3つのテーマのもとに重点化。

(3) 構成概要

施策の体系を「市民」、「地域」、「環境」、「経済」の4つの項目でまとめるとともに、これらを支える「都市空間と交通体系」を加えて大きく5つの柱で構成。



【参考】

市役所改革市民会議

1 設置の趣旨

「市民の力みなぎる，文化と誇りあふれる街」の実現を図るため，市民のために挑戦する市役所を目指し，市役所改革の推進について意見を聴くことを目的として，市役所改革市民会議を設置。

2 所掌事務

- ・市民改革のあり方等について意見を述べること。
- ・市役所改革の進捗状況について報告を受け，意見を述べること。

3 任期

平成 15 年 11 月 6 日から 2 年間

4 委員

委員総数 15 人（指名委員 5 人，公募委員 10 人）

5 事務局

市役所改革推進室

市役所改革プランとは

- ▶ 「さっぽろ元気ビジョン」の実現に向け，市役所はどうあるべきか，その理念・目標・具体策などを包括するプラン。
- ▶ このプランに基づいて『**市民のために！挑戦する市役所**』を職員の行動マインドとして，強力かつ迅速に市役所改革を推進する。



市役所改革市民会議の審議イメージ

改革の柱ごとに、具体的な審議テーマを定め、その現状や改革の方向性、具体策を市民会議で議論する。

改革の主な柱

サービスアップの改革

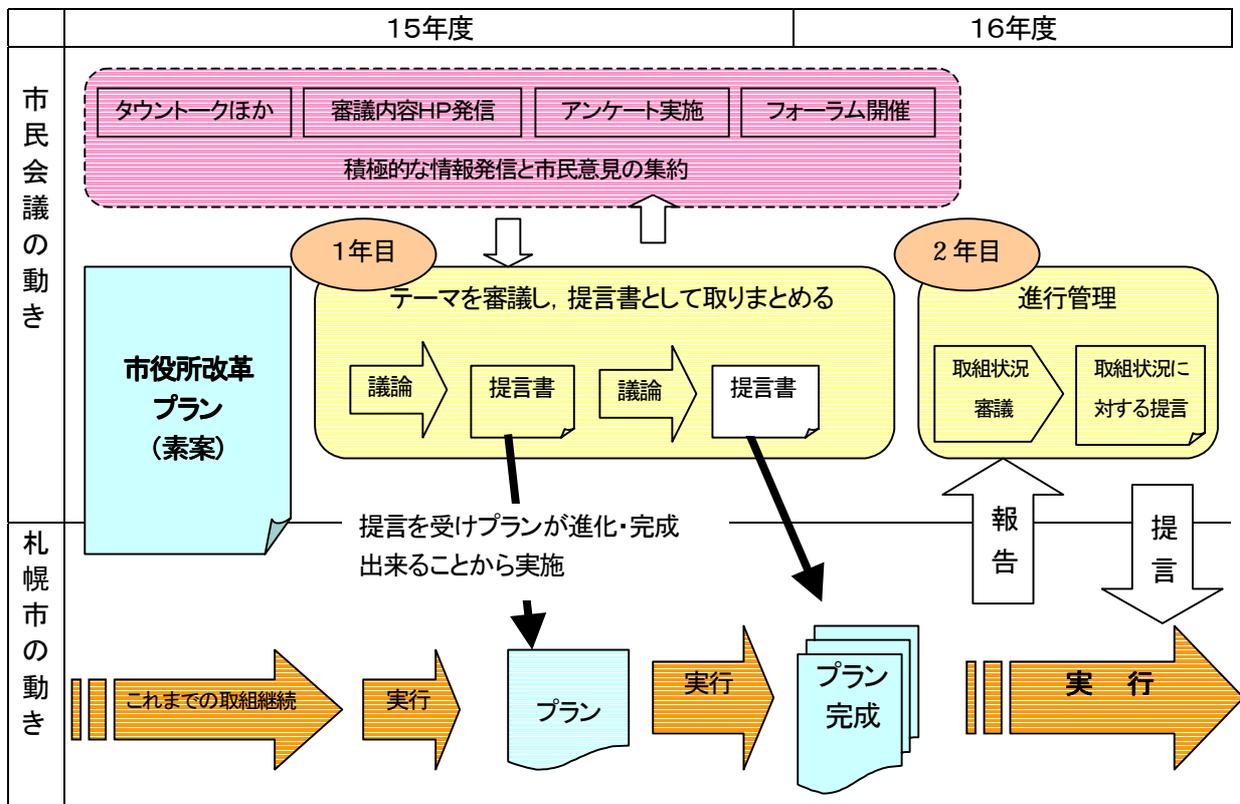
行財政改革

人・組織・行政システムの改革

具体的な審議テーマ（例）

- ◎各種窓口や公共施設のサービスのあり方
- ◎職員の市民対応のあり方
- ◎経費節減に向けた人員削減や事業効率化のあり方
- ◎行政サービスと市民負担のあり方
- ◎IT活用によるサービスアップと事務の効率化のあり方など

市民会議と改革の流れ



市民自治を考える市民会議

(『市民参加、こうありたい!』委員会)の設置について

- 目的** 市政運営やまちづくりに、より豊かに市民の声と知恵を生かすため、「市民参加」の望ましいあり方や必要な仕組みについて論議し、市民が主役のまちづくりを目指す。会議の成果は、翌年度以降の市民会議での検討や市の市民参加施策の充実に生かしていく。
- 論議の内容** 市民参加の現状認識・確認(市民参加にはどんな方法があるのか?)
市民参加に対する問題点の指摘(市民参加のここが問題では?)
市民参加手法の改善案と新手法の提起(こんな市民参加ができる)
市民参加の基本ルールの確認(これが市民参加の基本ルールだ) など
- 委員構成** 16名程度(公募委員8名程度,指名委員8名程度)とし,性別,年代,活動分野などのバランスも考慮する。
- 任期** 平成15年12月~16年3月
- 運営方法等** 会議では,市民参加の課題,市民参加手法の改善案と新しい手法,市民参加の基本ルール等について議論し,市民参加のあり方について提言いただく。
提言は,今後,市民自治を基本とした市政運営の目標やしくみを体系化した「自治基本条例」づくりの一環として生かしていく。
会議の手法等については,委員の主体的な選択に委ねる。
会議の開催は,月1回程度とする。(今年度5回程度)
会議の活動状況は,市のホームページ等により,市民へ周知する。
- スケジュール**
- | | |
|--------------|---------------|
| 11月初旬~11月25日 | 公募委員の募集 |
| 11月中旬 | 指名委員の決定 |
| 12月中旬 | 公募委員の決定 |
| 12月下旬 | 会議立ち上げ(委員の委嘱) |

【参考】

市民参加型行政評価のあり方検討委員会

1. 設置の趣旨

札幌市では平成11年度から事業評価システムを導入し、事業の見直し・再構築に一定の成果をあげている。今後は、個別事業の評価に加えてその上位に位置付けられる政策・施策レベルの評価も取り入れ、今後本市が取り組むべき重点政策の総合的なマネジメント機能を有する行政評価制度を導入する予定である。この行政評価制度では、行政内部の評価に加えて、市民や専門家で構成される第三者評価委員会を設置し、市民の視点に立った評価を実施することを目指している。

そのため、学識者や市民活動経験者が参加する『市民参加型行政評価のあり方検討委員会』を立ち上げ、市民にとって最も有益な行政評価制度のあり方を検討する。

2. 設置時期及び回数

平成15年10月～1月（予定）
4回程度

3. 主な検討内容

市民の積極的な市政参画を支えるような評価制度について、主に以下の観点から検討を行う。

- ・評価制度の全体像について
- ・市民への情報提供のあり方について
- ・市民の視点に立った評価のあり方について（第三者評価制度のあり方について など）

4. 委員構成員

学識経験者、市民活動経験者、民間有識者など6名。

5. 事務局（担当課）

総務局行政部都市経営課